

後見等関係事件の国際裁判管轄

第1 成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄

1 中間試案（第1の11）の提案

裁判所は、成年後見等（注1）に関する審判事件（注2）（三にあっては、後見等開始の審判事件を除く。）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- 一 成年被後見人等（注3）となるべき者又は成年被後見人等の住所又は居所が日本国内にあるとき
- 二 成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等が日本の国籍を有するとき
- 三 日本において成年被後見人等について後見等開始の審判があったとき（注4）

（注1）「成年後見等」とは、成年後見、保佐又は補助を指すものとする。

（注2）単位事件類型としての「成年後見等に関する審判事件」とは、後見等開始の審判事件（後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件をいう。家事事件手続法別表第一の1の項、17の項及び36の項。）、後見等開始の審判の取消しの審判事件（後見開始の審判の取消し、保佐開始の審判の取消し及び補助開始の審判の取消しの各審判事件をいう。同法別表第一の2の項、20の項及び39の項。以下、「後見等開始」とは、後見開始、保佐開始又は補助開始を指すものとする。）並びに保護措置に関する審判事件（成年後見人の選任、成年後見人の解任、成年後見監督人の選任、成年後見監督人の解任、成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、成年被後見人に関する特別代理人の選任、成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与、成年後見の事務の監督等の各審判事件並びに保佐人及び補助人についてこれらに相当する各審判事件（同法別表第一の3の項から16の項まで、18の項、19の項、21の項から35の項まで、37の項、38の項及び40の項から54の項まで）をいう。以下同じ。）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。なお、単位事件類型の在り方については、民法や通則法の規定を踏まえ「後見等開始の審判事件」と「保護措置に関する審判事件」とで別の単位事件類型を設けることの是非や、「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件と後記12の「未成年後見に関する審判事件」に含まれる事件を併せて1つの単位

事件類型を設けることの是非について、引き続き検討する。

(注3)「成年被後見人等」とは、成年被後見人、被保佐人又は被補助人を指すものとする。

(注4)三の規律により保護措置に関する審判事件((注2)参照)について、日本の裁判所に管轄権が認められる場合としては、例えば、日本で後見等開始の審判を受けた日本の国籍を有する者が、その後、外国へ住所を移し、かつ、日本の国籍を失った場合や、日本で後見等開始の審判を受けた外国人が、その後、外国へ住所を移した場合が考えられる。

(11 についての後注) 後見等開始の審判の取消しの審判事件及び保護措置に関する審判事件の全部又は一部について、試案とは異なり、裁判所は、日本において当該事件に係る成年被後見人等について後見等開始の審判があったときに限り、管轄権を有するものとする旨の規律を設けるか否かについては、引き続き検討する。

2 検討すべき論点

(1) 単位事件類型の在り方((注2)関係)

ア 「後見等開始の審判事件」と「保護措置に関する審判事件」とを別の単位事件類型とすることの是非

部会においては、民法が後見等の開始と保護措置とを分けて規定を設けていることや通則法もそのことを前提とした規定を置いていることを踏まえ、国際裁判管轄について、「後見等に関する審判事件」と「保護措置に関する審判事件」(注)とを併せて議論すること自体を問題点として指摘する意見があった。

しかし、「後見等開始の審判事件」と「保護措置に関する審判事件」とは事件の事柄として密接な関連性を有していることから、国際裁判管轄についても同じ規律に服するものとするのが妥当であり、両者を併せた単位事件類型を設定することには一定の合理性があるものと考えられる。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

(注)「保護措置」という言葉の適否について指摘する意見もあった。

イ 「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件と「未成年後見に関する審判事件」に含まれる事件を併せて1つの単位事件類型とすることの是非

部会においては、「成年後見等に関する審判事件」の国際裁判管轄に

係る規律の内容及び「未成年後見に関する審判事件」（中間試案第1の12参照）の国際裁判管轄に係る規律の内容を検討する段階において、単位事件類型を分けて検討を進めたが、双方の規律の提案内容や、通則法の規定ぶりを踏まえ、成年後見等に関する審判事件のうち「保護措置に関する審判事件」と未成年後見に関する審判事件とで共通の規定を設け、「後見等開始の審判事件」についてのみ、別に規定を設けるべきであるという意見があった。これに対し、未成年後見人となるべき者の選任の審判事件及び未成年後見人の選任の審判事件については、手続を開始する側面を有することから、成年後見等に関する審判事件における保護措置同様の位置付けとすることは疑問があるとする意見があった。

仮に、両者の規定の内容を、中間試案における内容のとおりとする場合であっても、日本法においては、成年後見等と未成年後見とは、後見の開始に審判を要するか否かという点において異なる上、通則法も、後見等開始については、後見一般とは異なる取扱いをしていることに注目すると、「成年後見等に関する審判事件」と「未成年後見に関する審判事件」とは異なる単位事件類型として取り扱うことには一定の合理性があるものと考えられる。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

(2) 中間試案の是非

部会においては、中間試案において提示した管轄原因に加え、外国人について、日本における成年後見等の事務を行う者がいないときなど、当該外国人又はその財産の保護のために必要があるときは、成年後見等に関する審判事件について管轄権を有するものとするなど、緊急管轄的な規律を設けるべきであるとする意見があり、意見募集の結果においても、財産所在地管轄を認めることにより、同様の場面において日本の管轄が認められるようにすべきであるとの意見があった。

しかし、上記各意見に従うと、後見等開始の審判事件の国際裁判管轄について、通則法第5条の規律する内容と比べ管轄原因を拡大することになるところ、当該管轄原因の拡大について、通則法制定時以降、その必要性が増した等の事情が客観的に把握されているとまでいうことは困難である。

後見等に関する審判事件の国際裁判管轄について、中間試案における提案の内容のとおり管轄原因を設ける旨の規定を置くことにつき、どのように考えるか。

(参考) 部会においては、例えば、裁判所は、試案に規定する場合のほか、外国人について、当該外国人又はその財産の保護のために必要があるときは、成年後見等に関する審判事件について管轄権を有するものとするなど、いわゆる緊急管轄を認める内容の規律を設けることも考えられる旨の意見もあった。しかし、このような規律を設ける場合は、通則法第5条の規律する内容のうち国際裁判管轄に係る部分について、実質的にその内容に変更を加えることになるところ、当該変更について、通則法制定時以降、その必要性を基礎付ける事実が生じた等の事情が客観的に把握されているとまでいうことは困難である。

(3) 「後見等開始の審判の取消しの審判事件」及び「保護措置に関する審判事件」の全部又は一部について、中間試案とは異なり、「裁判所は、日本において当該事件に係る成年被後見人等について後見等開始の審判があったときに限り、管轄権を有するものとする」旨の規律を設けることの適否（(11)についての後注）関係）

部会においては、「保護措置に関する審判事件」の全部又は一部について、裁判所は、日本において当該事件に係る成年後見人等について後見等開始の審判があったときに限り、管轄権を有するものとする旨の規律とすることを検討すべきであるとする意見があった。これに対し、裁判なしに成年後見等が開始する外国法制が存在し得ることから、上記の規律とするとそのような外国法を準拠法とする事件について問題が生じ得るとする指摘があった。

たしかに、「後見等開始の審判の取消しの審判事件」及び「保護措置に関する審判事件」の全部又はそのうちの一部の種類の事件については、日本において当該事件に係る成年被後見人等について後見等開始の審判があったときに限り、日本において審判をすることが適切であると考えられる事案があることは否定できないものとも思われる。しかし、そのような場合については、仮に中間試案の規律する内容の規定が設けられたとしても、申立てに係る審判をする不文の要件として日本において後見等開始の審判があったことが要求されているものと解釈したり（管轄権の有無以外の理由において不適法な申立てになる。）、特別の事情による申立ての却下によったりすることで、適切な結論に至ることは可能であるものと考えられる。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

第2 未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄

1 中間試案（第1の1）2の提案

裁判所は、未成年後見に関する審判事件（注）（三にあっては、未成年後見人となるべき者の選任の審判事件及び未成年後見人の選任の審判事件を除く。）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- 一 未成年被後見人の住所又は居所が日本国内にあるとき
- 二 未成年被後見人が日本の国籍を有するとき
- 三 日本において未成年後見人の選任の審判があったとき

（注）単位事件類型としての「未成年後見に関する審判事件」とは、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任、未成年後見人の選任、未成年後見人の辞任についての許可、未成年後見人の解任、未成年後見監督人の選任、未成年後見監督人の辞任についての許可、未成年後見監督人の解任、未成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長、未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、未成年被後見人に関する特別代理人の選任、未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与、未成年後見の事務の監督、第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分並びに未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長の各審判事件（家事事件手続法別表第一の70の項から83の項まで）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。なお、単位事件類型の在り方については、前記11の「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件と「未成年後見に関する審判事件」に含まれる事件を併せて1つの単位事件類型を設けるものとする等を含め、引き続き検討する。

（12についての後注）未成年後見に関する審判事件について、試案とは異なり、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任及び未成年後見人の選任の各審判事件については、試案の一及び二と同じ規律に服せしめるものとしつつ、未成年後見等に関する審判事件のうち上記各審判事件を除く審判事件の全部又は一部について、裁判所は、日本において、当該事件に係る養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判又は未成年後見人の選任の審判がされたときに限り、管轄権を有するものとする旨の規律を設けるか否かについては、引き続き検討する。

2 検討すべき論点

(1) 単位事件類型の在り方について

「成年後見等に関する審判事件」（前記11参照）と「未成年後見に関

する審判事件」に含まれる事件を併せて1つの単位事件類型を設けるものとする事の適否（(注)関係）

前記第1の2(1)ア参照。

(2) 中間試案の是非

中間試案の提案は、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任及び未成年後見人の選任の各審判事件について、一及び二の規律に服することになるところ、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件においては、管轄原因の要素である住所又は居所及び国籍は、「未成年被後見人となるべき者」についてのものを想定している。

部会においては、未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄については、成年後見等に関する審判事件とは異なり、本国管轄を認めることの是非が問題となり得る旨の指摘や、管轄原因相互間の優先劣後や調整について検討すべきとする意見もあった。

中間試案の是非について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

(3) 試案とは異なり、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任及び未成年後見人の選任の各審判事件については、試案の一及び二と同じ規律に服せしめるものとしつつ、未成年後見等に関する審判事件のうち上記各審判事件を除く審判事件の全部又は一部について、裁判所は、日本において、当該事件に係る養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判又は未成年後見人の選任の審判がされたときに限り、管轄権を有するものとする旨の規律を設けること(12)の適否（(注)関係）

「成年後見等に関する審判事件」の国際裁判管轄において検討したのと同じように、「未成年後見に関する審判事件」のうち養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任及び未成年後見人の選任の各審判事件については、試案の一及び二と同じ規律に服せしめるものとしつつ、未成年後見等に関する審判事件のうち上記各審判事件を除く審判事件の全部又は一部について、裁判所は、日本において、当該事件に係る養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判又は未成年後見人の選任の審判がされたときに限り、管轄権を有するものとする旨の規律を設けることも考えられる。

たしかに、「未成年後見に関する審判事件」のうち養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任及び未成年後見人の選任の各審判事件を除

く審判事件の全部又は一部の種類の事件については、日本において当該事件に係る養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判又は未成年後見人の選任の審判があったときに限り、日本において審判をすることが適切であると考えられる事案があることは否定できないものとも思われる。しかし、そのような場合については、仮に中間試案の規律する内容の規定が設けられたとしても、前記第1の2(3)におけるのと同様、申立てに係る審判をする不文の要件として、日本において未成年後見人となるべき者又は未成年後見人の選任の審判があったことが要求されているものと解釈したり、特別の事情による申立ての却下によったりすることで、適切な結論に至ることは可能であるものと考えられる。

この点について、どのように考えるか。

第3 任意後見に関する審判事件の国際裁判管轄

1 中間試案（第1の13）の提案

裁判所は、任意後見に関する審判事件（注1）について、任意後見契約の委任者の住所又は居所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。（注2）

（注1）単位事件類型としての「任意後見に関する審判事件」とは、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任、任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任、任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任、後見開始の審判等の取消し、任意後見監督人の職務に関する処分、任意後見監督人の辞任についての許可、任意後見監督人の解任、任意後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、任意後見監督人に対する報酬の付与、任意後見人の解任並びに任意後見契約の解除についての許可の各審判事件（家事事件手続法別表第一の111の項から121の項まで）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

2 検討すべき論点

(1) 国際裁判管轄についての規律を設けないものとすべきであるとの考え方の適否（（注2）関係）

部会においては、任意後見に関する審判事件の国際裁判管轄について、規定を設けることを前提とする管轄原因の内容についての意見のほか、そもそも規定を設けないものとすべきであるとの意見があった。

日本の任意後見契約に関する法律の規定に従う任意後見契約については、外国人が委任者となることは可能であると解される。しかし、任意後見制度については、これに相当する法制の有無及び内容が、各国において区々であるものと思われ、その法的性質については、法定後見に類似した側面が強いものもあれば、委任契約に近いものもあり、必ずしも画一的に定めることができるものとはいえないとも考えられる。そのような多様であり得る制度を単位事件類型として一括りとすることの妥当性については、見解の一致が得られているものとは直ちには言い難いとして、外国法において日本の任意後見に関する審判事件に相当する事件を含む単位事件類型を設定することが適切ではないとする考え方も、それなりに首肯できるところである。以上を総合すると、後記(2)のとおり、管轄原因についての種々の見解が一致を見ていない現段階においては、明文の規律を設けないものとし、現状と同様、解釈に委ねるとすることが相当であると考えられることもできる。

この点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

(2) 仮に規定を設ける場合、日本において任意後見の登記がされているときにも日本の裁判所に管轄権を認めるものとする考え方や、日本法を準拠法とする事件についてのみ規律を設けるべきであるとの考え方、国際裁判管轄についての規律を設けないものとするべきであるとの考え方等の適否（(注2)関係）

部会においては、仮に任意後見に関する審判事件の国際裁判管轄の規定を設ける場合、中間試案で提示した、裁判所は、任意後見契約の委任者の住所又は居所が日本国内にあるときのほか、日本において任意後見の登記がされているときにも日本の裁判所の管轄権を認めるべきであるとする意見があったところ、日本において登記がされる任意後見契約は、後見登記等に関する法律上、日本法である任意後見契約に関する法律に規定するものに限られており、上記意見は、換言すると、日本法を準拠法とする任意後見契約に関する審判事件についてのみ適用が想定される管轄規律を設けることを提案するものということができる。

日本法を準拠法とする審判事件のみについて国際裁判管轄の規定を設けることについては、民事訴訟法第3条の5の例があるものの、これと同様に考えてよいか否か等については、異論があり得るものと考えられる。

これらの点について、意見募集の結果も踏まえ、どのように考えるか。

(参考) 任意後見に関する審判事件に含まれる全部又は一部の事件について，裁判所は日本において任意後見が開始された場合に限り管轄権を有するものとする旨の規定を設けることについて検討すべきであるとする意見もあった。